

東山梨地区管理職選考検査候補者学習会資料

平成25年7月

～平成24年度末 山梨県管理職登用採用の状況～

☆管理職採用状況

・全県校長受験者数	1,88名(女 8名)	*採用数	52名(女 1名)
・全県教頭受験者数	640名(女39名)	*採用数	62名(女 5名)
・全県主幹教諭受験者数	131名(女 5名)	*採用数	12名(女 0名)

☆東山梨地区の状況

・校長受験者数	15名(女 0名)	*採用数	4名(女 0名)
※採用された、年齢と配置地区			
53歳 1名(行政)・54歳 1名(行政)・56歳 1名(中巨摩)・58歳 1名(東山梨)			
町			
・教頭受験者数	66名(女 4名)	*採用数	7名(女 0名)
※一次通過者数 12名(女 0名)			
※昇任された7名の、年齢と配置地区			
49歳 1名(行政)・52歳 1名(北都留)・53歳 5名(中巨摩・北都留)			
市 町			
・主幹教諭受験者数	8名(女 1名)	*採用数	1名(女 0名)
※一次通過者数 2名(女 1名)			

平成25年度 県内年齢別管理職数

(東山数)

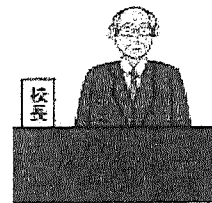
H25 年度 年齢	校 長				教 頭				主幹教諭	
	男		女		男		女		男	女
	学校現	行政	学校現	行政	学校現	行政	学校現	行政		
60	68 (8)		8 (1)		7 (1)		3 (0)			
59	57 (5)	3 (0)	5 (1)		15 (0)		2 (0)			
58	55 (2)	2 (1)	3 (0)		22 (1)		1 (0)			
57	38 (4)	7 (0)	2 (0)		27 (4)		3 (0)			
56	21 (3)	8 (1)		1 (0)	37 (1)		4 (0)		1 (0)	0
55	11 (1)	8 (1)			48 (11)		4 (0)		4 (0)	0
54		7 (1)		1 (0)	56 (6)		3 (0)		6 (0)	0
53		8 (1)			29 (7)		1 (0)		4 (1)	0
52					22 (2)	3 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	0
51					13 (1)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	8 (0)	0
50					4 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0
49						7 (1)	2 (0)			
48						2 (0)				
47										
受験 年齢	※校 長 52歳以上 58歳以下 教頭経験3年以上(相当含む) (受験回数制限なし) ※教 頭 47歳以上 57歳以下 在職17年以上(受験回数制限なし) ※主幹教諭 47歳以上 54歳以下 在職10年以上(受験回数制限なし)									

1 《校長の職務から求められる力量》

校長の職務については、学校教育法第28条に「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されています。この職務には、国の法令によって定められている職務と、学校の管理機関から、委任または命令される職務との2つに分けられます。

校長は、教育課程の編成をはじめ、学校教育の管理から施設・設備の保安全管理まで、幅広い職務を有しています。

当然、校長になる人物には、これらの職務内容を把握・理解し、円滑に学校経営の中で遂行していく能力が必要となります。さらに最近では、管理職に必要なリーダーシップや経営的な面での力量、マーケティング能力、マネジメント能力等が求められています。



2 《教頭の職務から求められる力量》

教頭の職務については、学校教育法第28条に「校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる」と規定されています。具体的には「補佐・調整機能」、「教育機能」、「代理・代行機能」の3つの機能に分けられますが、この中で重要といわれているものが、「補佐・調整機能」です。このことについては、法令等では具体的に示されていないので、様々な解釈がなされますが、その多くが、学校における人的管理、物的管理、教育指導を含むすべての仕事について、必要に応じ命令、指揮して調整を図ることであるとしています。

このことは、教頭が学校経営にかかわるほぼすべての校務を意味しており、当然、校務を整理する仕事内容も広範囲かつ多種多様となります。

さらに教頭は、事務的な学校業務にかかわるだけでなく、校長が教育改革の趣旨を踏まえ、リーダーシップを発揮し、自らの教育理念に基づいた経営実践ができるように、校長の補佐役として教職員をまとめていかなければなりません。

教頭は、校長の理念に基づく学校経営全体を視野に入れつつ、校務を効果的・総合的に調整・整理し、これらを的確かつ円滑に行うことができる力量が求められることとなります。

3 《選考検査に対する心得と準備》

急激な社会変化に伴い、各校種ではどのような目標を立て、どのような教育を施すべきか、またそれにはどのような仕組みが必要かなど、総合的かつ大胆な教育改革が進行しています。

○時代の変化、新しい時代の校長・教頭像が求められます。

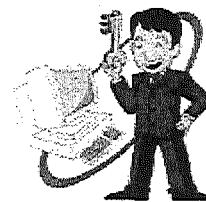
改革の大きな柱として、教育の効果をより高めるには、学校のもつ力をいかに最大限に発揮させるのかがあげられています。それには、「各学校の自主性・自律性の確立」が大きなテーマとなっています。各学校が工夫をこらし、自校なりの教育実践とその効果が問われています。

新たな教育振興基本計画（教育内容の主な改善点を含め）や、学校教育指導重点等を受け止め、教育活動の質の向上や学校運営の改善にどう生かすかに、力をふるうことが求められています。

したがって、これからの管理職は、単に人的・物的な管理にとどまらず、優れた経営手腕が強く求められていることを念頭におくことが必要です。

○管理職の資質は日々の実践を通して培われる。

管理職の資質として、次のようなものがあげられます。



- (1) 経営的な発想や企画力 = 広い視野、確かな教育観、ビジョン、構想力
- (2) 指導力 = 決断力、発信・表現力、専門性、調整力、法規とその運用に関する知識
- (3) 人間力 = 精神的タフネス【強^{きょうじんせい}韌性・丈夫さ】、包容力、人間的魅力

これらは、短期間に身につくものではありません。日常の職務の具体的な場面を通して身についてくるものです。したがって、学ぶ姿勢が大切で、日ごろから管理職の言動に関心を払いつつ、「校長（教頭）の立場だったら」との自分の立場を一段上において考えるなどして管理職としての自己を高めていくことが、選考検査対策ということになります。

☆ 推薦書提出時に添付する教頭選考受験志願理由書は、各自のビジョンを800字程度で筆答諮問の書き方4ページを参考に、しっかり書いておきましょう。

▲ご自身の教育ビジョン等がイメージできない方は、選考検査をひかえた方が良いでしょう。

○ 管理職には、文章による表現力が求められます。

学校管理職選考検査では、管理職としての適性を判断する方法として、筆答諮問が用いられます。書いて文章にすることから、知識力、判断力、表現力の^{しんせん}深淺など日々の実践行動が明確に判断できます。

管理職（校長、教頭）は、保護者、地域、職員、教育委員会へ報告したり、挨拶したり話したりする場面が実に多いものです。管理職には、文章による表現力が求められているといっても過言ではありません。

4 《筆答諮問を書く際のポイント》

筆答諮問で大切なことは、「教育実践報告書」にならないように気をつけることです。

論文を書く際、つい「論文」ではなく実践報告書のようになってしまうがちです。

筆答諮問には、ふさわしい形式があると思います。

その基本形式は一般的な論文と同じように「序論」「本論」「結論」であり、序論（課題提示）

～本論（^{ほうさく}方策）～結論（まとめ・ビジョン）を書くことが求められます。

「点数化されない」

また、本論の書き方においても、論はどこにおき、事例や方策はどこにおくか、またそれぞれ、どれくらいの分量が適切かなど、細かい構成の基本を知ることが必要となります。

制限時間内にその場で与えられた問題を読み、400字～800字でまとめなければなりませんので、数多くの論文を書き、しっかりと練習しておかなければ太刀打ちできません。

- ◆ 質問に対しての内容が、的確に捉えられているか。
- ◆ 質問に対し内容を整理し、その対策等が具体的に述べられているか。
- ◆ 指導内容について、広い視野から多角的に述べられているか。
- ◆ 教育実践等を踏まえ、校長・教頭として自分の考えやビジョンが具体的に述べられているか。
- ◆ 質問への対応が、法的根拠に基づいた説明となっているか。
- ◆ 誤字・脱字・表現力等が適切であるか。



5 《面接諮問のポイント》

面接の基本的なポイントは、まず第一に、教育に対する^{かっこ}確固とした理念、^{しきけん}明確な識見、【物事を正しく見分ける力・優れた意見】、状況分析能力・課題把握能力・課題解決能力、連携的・組織的・機動的な学校運営能力・強いリーダーシップなどの、管理職として求められる能力を持っている人材であるか。

そのためには、質問されたことに対し、管理職としての視点に立ち、豊富な経験と知識に基づいた明確で堅實的・具体的な答えを、意欲的かつ的確に答える必要があります。

質問を良く聞き、正確に論点を把握することはもちろん、答えた内容に対して更に追求されても、冷静に受け答えをすることが必要となります。つまりは、その対応を見ているのです。また、職務を規定する、法規や教育行政・教育用語などについて説明するよう求められるので、法規や用語、施策等については正確に理解しておく必要があります。

○ もちろん服装や態度、表情、声の大きさ等、印象にかかわる部分も大切です。<sup>「質問者以外か？」
アタリつけている」</sup>

- ① 入退出の方法は、部屋係の指示に従い、あいさつを交わすこと。
- ② 大きな声を出す必要はありません。張り切りすぎないようにしましょう。
- ③ 何を質問されたか理解できない場合は、聞きなおすことは可能です。
- ④ 質問に対して答えられない場合は、^{あつり時間もとらずに}「わかりません」とはっきり意思表示しましょう。

空白の時間は、あまり長くない方が良いでしょう。

- ⑤ 服装や髪型は、清潔で派手でない服装や髪型が良いと思います。
- ⑥ 受験者は、今までの校務態度（懲罰を含む）や教育実践について、各市町村教育委員会から、報告されていることも忘れてはいけません。^{大きな交通違反や事故}

日頃の自分自身の在り方を見つめなおし、改めていくことが求められます。

○ 面接諮問では、自分の書いた論文内容も質問されます。

- ① 諮問で書いた内容は、何を書いたか覚えておきましょう。
- ② 間違えた内容を書いた場合は、正しく直して覚えておきましょう。





6 《選考検査の傾向と対策》 見逃せないポイント

◎ 第2期教育振興基本計画（答申） 期間：平成25～29年度

～我が国の危機回避に向けた4つの基本的方向性～ ……文部科学省HP

◎ 土曜授業に関する中間まとめ
の ② 卒 ー
の ③ 科 ー

本年3月、文部科学省内に、「土曜授業に関する検討チーム」を立ち上げ、教育委員会等からのヒアリングも行い、土曜授業の在り方について検討されている。……文部科学省HP

◎ コミュニティ・スクールについて

平成24～28年度の5年間でコミュニティ・スクールの数を公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大するとの推進目標を掲げ、普及の取組を行っています。……文部科学省HP

○ 教職員人事関係実務の手引き & 山梨県教育関係職員必携 *私の上司先生、丸暗記*
(省本)
・学校養育の管理・教職員の管理・児童生徒の管理・学校保健の管理・施設設備の管理に関する法規…等々

○ 山梨県学校教育指導重点及びダイジェスト版

○ やまなしの教育振興プラン

○ 新しい時代に求められる管理職の力と役割

○ 管理職としての人間性や適格性

○ 学校のビジョンとその具現化

○ 教育活動の質の向上、新しい教育内容への対応

○ 教職員の資質の向上

○ 教職員の不祥事等で問われる管理能力

☆ 体罰・いじめへの対応（いじめ防止対策推進法）……文部科学省HP（概要）

☆ 学校の安全・防災対策（学校安全の推進に関する計画の策定について答申）

☆ 道徳教育の推進（道徳を新たな枠組みによって教科化する）・H26 新たな「心のノート」

○ 昨年までの選考試験での論文・面接問題の見直し ……【別紙資料】等々

*校長として・教頭として、何をしたいのか……？

7 《主 幹 教 諭》

○ 登用の基本方針

- ・ 学校をとりまく社会状況の変化や学校教育の現状と課題に適切に対応できる見識と人格を備えた人材の確保を図る。
- ・ 主幹教諭の登用にあたっては、学校経営に関する企画立案・連絡調整能力及び健康を備えた人材の確保を図るために学校・地域の実態をふまえた人事交流を行う。
- ・ 上記人材を得るために教育関係者と十分協議し、長期的展望に立った慎重な選考を行うよう努める。

○ 職務内容

- ・ ^理 管 理 職 と 教 諭 の パ イ プ 役 を 担 い、 管 理 職 に 対 し て は 進 言、 報 告 等 を 行 い、 教 諭 に 対 し て は 指 示・ 指 導 助 言 と と も に 意 見 聴 取 等 を 行 う こ と に よ り、 学 校 組 織 を 活 性 化 す る こ と が で き る。
- ・ 学校運営における企画立案や命を受けた校務の整理
- ・ 各分掌の横断的な指導調整・総括・外部対応等
- ・ 原則として教務主任等の兼務を兼ねる。（生徒指導主事・研究主任）

○ 受験者の資格要件 47歳以上54歳以下（在職10年以上）

○ 受験回数 制限なし

○ 面接諮問 書類選考通過者（一次通過）のみ実施

- 書類選考が、ポイントとなるので、主幹教諭選考受験志願理由書（400字程度）が大切となる。4ページの筆答諮問の書き方を参考に、自分のビジョンを書くと良いでしょう。

※ 配置校、小学校は18学級以上・中学校は15学級以上に配置する方向で進められている。

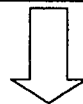
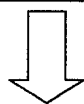
（東山梨地区では、平成25年度 小学校対象校 0校・中学対象校 3校に配置されている。）

年齢別受験資格者数

(※概算)

受験 年齢	受験資格者数		備 考
	男	女	
57	40	60	
56	45	80	
55	50	100	
54	65	70	
53	90	85	
52	95	80	
51	100	85	ピーク
50	95	90	
49	85	85	
48	85	85	
47	75	75	
計	825	895	約1,720名

	校長	教頭	
H16	・地域に信頼される学校づくり ・学校の活性化	・教員の資質、「教員の人事管理制度」 ・免許を有しない教員が授業を行うことができる場合 ・指導要録の紛失の対応	法 法
H17	・コミュニケーション能力の低下、読書離れ ・これからの時代に求められる国語力	・キャリア教育の取り組み ・職員会議と時間外勤務 ・学校図書館のあり方と司書教諭	法 法
H18	・教職員の評価制度をどう捉え、どう取り組むか	・児童生徒の安全管理・安全指導 ・管理職への指導案の提出、管理職の授業参観 ・女性職員の保護措置	法 法
H19	・「学校力」「教師力」「人間力」 (中教審答申:新しい時代の義務教育を想像する)	・教職員の評価制度 ・宿泊を伴うなど8時間を超える勤務時間が予想されるとき措置 ・休職中の教諭の信用失墜行為	法 法
H20	・「幅広い知識と教養を身につけ、真理を 求める態度を養い、豊かな情操と道徳心 を培うとともに、健やかな健康を養うこと」 (教育基本法)	・学校評価、情報提供 ・USBメモリによる情報の持ち出しと紛失 ・教員免許更新制	法 法
H21	・「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人と して、社会の一員として生きる基礎を育て る」(中教審答申:教育振興基本計画)	・教育公務員の長時間労働、業務の効率化と指導内容の充実 ・「日曜の市民講座で学校のPCと教諭を要請される」への対応 ・育時短勤務の申出への対応、子育て支援の休業制度	法
H22	・「自他への思いやりや情操をはぐくむ『豊かな 心の育成』があげられているが、『豊かな心 の育成』をどのように捉えるか。(山梨 県教育振興計画:『やまなしの教育振興プラン 』)	・文科省調査結果においての不登校やいじめ問題への取り組み ・夏季休業中の平日研修参加する教諭への サービス上対応	法 制度
H23	・「我が国子どもたちの自尊感情が乏しく、基 本的な生活習慣の確立や集団活動を通じた社 会性の育成が不十分であり、規範意識も低下 している」(中教審答申:学校の教育活動全体を 通じて行われる道徳教育の充実)	・教基法6条:自ら規範を重んじ、高い学習 意欲を持って学び続ける、取り組み ・市販の補助教材と自作・複製プリント中心授業への指導助言	法
H24	H22年3月作成の「生徒指導提要」では、「児童 生徒が自己指導能力をはぐくんでいくのは、学 習指導の場を含む学校生活のあらゆる場や機 会である」と指摘。これを踏まえて、どのように 学校経営に取り組むか、具体的に述べよ。	・「やまなし特別支援教育推進プラン」に関 わる学校における特別支援教育の充実策 を具体的に述べる。 ・体育授業中の持久走で熱中症で生徒が 入院の対応	法
H25	H24年3月21日中教審答申「学校安全の推進 に関する計画の策定」を受けて、学校管理下 の事故、不審者の侵入、交通事故、自然災害 への対応等、校長としてどのように取り組んで いくか。	・「今後の学校におけるキャリア教育、職業教 育のあり方について」教頭としてどのように具 体化するか勤務校の実態から述べよ。 ・常勤職員の退勤時のコンビニ立ち寄り、PTA のレクでの負傷の処理	法



あなたは校長としてどのような学校経営に取り組んでいくか？	あなたはどのように取り組むか？ どう対応するか？ 指導助言するか？ など法令等に触れながら述べよ。
------------------------------	--